

会 議 録

会議の名称		令和6年度つくば市福祉有償運送運営協議会		
開催日時		令和7年(2025年)3月11日(火) 開会 14:00 閉会 15:20		
開催場所		つくば市役所2階 会議室203		
事務局(担当課)		福祉部高齢福祉課		
出席者	委員	水野 智美委員、小菅 達也委員、廣瀬 貢司委員、鈴木 誠委員、佐藤 文信委員、後藤 真紀委員、石塚 一夫委員、松村 美枝子委員、根本 祥代委員		
	その他	一般社団法人 アールイーライフ様 一般社団法人 つくばレインボーランド様 関東運輸局茨城運輸支局運送担当 池田 得夢様		
	事務局	福祉部 根本部長、相澤次長 高齢福祉課 日下課長、埜口課長補佐、松尾係長、鈴木主任、立原主事 障害者地域支援室 福田室長、山中主事		
公開・非公開の別		<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由		つくば市情報公開条例第5条第1号、第3号が部分的に含まれるため。		
議題		福祉有償運送の更新登録(書面決議)及び新規登録について		
会議録署名人			確定年月日	令和7年(2025年)3月31日
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 座長選出 4 座長あいさつ 5 議事 福祉有償運送の更新登録について(書面決議)			

福祉有償運送の新規登録について（2団体）

6 その他

<会議内容>

1 開会

埜口補佐：定刻でございますので、これより、令和6年度つくば市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。本日の進行を務めさせていただきます高齢福祉課課長補佐の埜口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、まず初めに、福祉部長の根本より挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

根本部長：本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。つくば市福祉部長の根本と申します。よろしくお願いいたします。

この福祉有償運送運営協議会は、皆さまご承知の通り、つくば市における NPO 法人等による福祉有償運送の必要性や、実施に伴う安全確保、利便の確保等について協議するために設置されたものです。

現在、つくば市内では4団体が福祉有償運送を実施しており、障害のある方や高齢者等、公共交通機関の利用が難しい方にとって大きな役割を担っていただいています。このような中、今回は新規の登録申請を2団体からいただいております。大変喜ばしいことと思っております。

本日はこの新規の登録申請2団体のほか、更新の登録申請1団体についての協議となりますので、委員の皆様には忌憚のないご意見を

ただきますようお願い申し上げます。

埜口補佐：ありがとうございました。根本福祉部長は、委員となっておりますので、委員席に移動をお願いします。

次に、資料5に、つくば市福祉有償運送運営協議会委員名簿がございます。そちらの資料に従いまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

埜口補佐：筑波大学医学医療系准教授 水野 智美様

水野委員：水野でございます。よろしくお願いいたします。

埜口補佐：関東運輸局茨城運輸支局首席運輸企画専門官 小菅 達也様
運送担当 池田 得夢様

小菅委員：小菅です。よろしくお願いいたします。

池田運送担当：池田です。よろしくお願いいたします。

埜口補佐：関東鉄道株式会社常務取締役 廣瀬 貢司様

廣瀬委員：廣瀬です。どうぞよろしくお願いいたします。

埜口補佐：筑波学園タクシー協同組合事務局長 鈴木 誠様

鈴木委員：鈴木です。よろしくお願いいたします。

埜口補佐：特定非営利活動法人 友の会たすけあい理事長 佐藤 文信様

佐藤委員：NPO 法人友の会たすけあいの佐藤です。よろしくお願いいたします。

埜口補佐：つくば市福祉団体等連絡協議会会長 後藤 真紀様

後藤委員：後藤です。よろしくお願いいたします。

埜口補佐：つくば市シルバークラブ連合会会長 石塚 一夫様

石塚委員：石塚です。よろしくお願いいたします。

埜口補佐：つくば市ボランティア連絡協議会世話人代表 松村 美枝子様

松村委員：松村です。よろしくお願いいたします。

埜口補佐：つくば市から福祉部長 根本 祥代

根本委員：根本です。よろしくお願いいたします。

埜口補佐：以上十名です。

皆さまどうぞよろしくお願ひいたします。続きまして、事務局の職員を紹介をさせていただきます。

埜口補佐：福祉部次長の相澤です。

相澤次長：相澤でございます。よろしくお願ひいたします。

埜口補佐：高齢福祉課課長の日下です。

日下課長：高齢福祉課長の日下です。よろしくお願ひいたします。

埜口補佐：係長の松尾です。

松尾係長：松尾です。よろしくお願ひいたします。

埜口補佐：主任の鈴木です。

鈴木主任：鈴木です。よろしくお願ひいたします。

埜口補佐：主事の立原です。

立原主事：立原です。よろしくお願ひいたします。

埜口補佐：障害者地域支援室室長の福田です。

福田室長：福田です。よろしくお願ひいたします。

埜口補佐：主事の山中です。

山中主事：山中です。よろしくお願ひいたします。

埜口補佐：そして私、高齢福祉課課長補佐の埜口と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

また、本日、3月11日は東日本大震災の発生から14年を迎える日です。この震災により、犠牲となられた方々のご冥福と、被災地の復興をお祈りするため、発生時刻の午後2時46分に館内放送が流れますので、1分間の黙禱にご協力お願ひいたします。

3 座長選出（座長：水野 智美）

埜口補佐：次に、座長の選出に移ります。どなたか座長になっていただける方

はいらっしゃいませんか。

委員 : 事務局一任でお願いいたします。

埜口補佐 : ありがとうございます。

それでは事務局から提案させていただきます。

これまでも座長のご経験がある水野智美様に座長をお願いできればと思いますがよろしいでしょうか。

埜口補佐 : 異議なしと認め、水野様にお願いいたしたいと思います。

水野様には座長席にご移動をお願いいたします。

会議中に発言される際には、お手元にありますマイク下部のスイッチを押していただき、緑色のランプが点灯しましたら、発言をお願いいたします。発言が終わりましたら、再度スイッチを押していただき、赤色のランプが点灯しましたら、マイクが OFF になります。

座長からごあいさつをいただきたいと思います。

4 座長あいさつ

水野座長 : 改めましてこんにちは。ただいま座長に指名させていただきました筑波大学の水野と申します。障害のある方や高齢者の外出の増加に伴い、安心安全の輸送ということが求められております。また利便性ということも、確保していくということで、この会議が発足されたというふうに認識しております。

本日も皆様方のご協力のもと、2団体の申請、1団体の更新ということで進めさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

埜口補佐 : ありがとうございました。

議事に入る前に、本日の出席状況を報告させていただきます。

つくば市福祉有償運送運営協議会設置要綱第五条第2項の規定によ

り、会議の開催は委員の過半数が必要となりますが、委員9名のうち9名ご出席いただいておりますので、今回は、成立しますことをご報告いたします。

次に、協議会の公開非公開についてですが、当協議会は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第3条に基づき、公開が適当であると考えます。

ただし、審議においてつくば市情報公開条例第5条第1号に規定される個人情報及び第3第3号に規定される法人等事業活動情報が部分的に含まれるため、一部非公開とし、傍聴人の退出をお願いしたいと考えますがいかがでしょうか。

委員 : 異議なし。

埜口補佐 : ありがとうございます。異議なしということで、この会議を一部非公開にすることに決定いたします。

次に会議録についてですが、本協議会は会議録を作成し、公開をさせていただきますが、その際、会議録には発言者の名前を記載させて、公開させていただいております。

また、会議録の作成のために、事務局で会議の内容を録音させていただきますので、ご承知おき願います。

それではここからは水野座長に進行をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

5 議事

水野座長 : ただいまから議事に入ります。一般社団法人 絆 様の「福祉有償運送の更新登録（書面決議）について」でございます。

ここからは個人情報に言及する可能性もあるため、非公開とし、傍聴人の退出をお願いしたいと思います。事務局から、申し上げます。

《非公開》

○福祉有償運送の更新登録（書面決議）について（一般社団法人 絆）

事務局：令和6年9月30日付けで「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」が一部改正され、更新登録は原則として書面での決議が必要となったため、今回、一般社団法人絆の更新は書面決議で行い、事前に委員様に書類を送らせていただきました。

なお、令和7年4月1日から、つくば市附属機関の設置等に関する条例が制定されることに伴い、これまで本協議会は懇談会として開催しておりましたが、附属機関の会議となり、会議資料4の「つくば市福祉有償運送運営協議会設置要項」が規則に変更になります。そのため、4月1日以降の協議会は書面決議ではなく、対面で審議することになりますので、今回のみ書面決議になります。ご了承ください。

水野座長：それでは、事前に事務局より提出依頼をしておりました回答書を回収したいと思いますので、お手元にご用意ください。

お待たせいたしました。

参加委員9名中、9名の賛成で、本案件は承認といたします。

次に、一般社団法人アールイーライフ様の「福祉有償運送の新規登録について」でございます。申請者の方の入室をお願いいたします。

《非公開》

○福祉有償運送の新規登録について（一般社団法人アールイーライフ）

（事務局による説明）

（委員からの意見、質疑応答）

水野座長：それでは決をとりたいと思います。ただいまの申請内容でよろしいと思われる方は挙手をお願いいたします。

参加委員9名中、9名の賛成で、本案件は承認といたします。

続いて、一般社団法人つくばレインボーランド様の「福祉有償運送の新規登録について」でございます。申請者の方の入室をお願いいたします。

《非公開》

○福祉有償運送の新規登録について（一般社団法人つくばレインボーランド）

（事務局による説明）

（委員からの意見、質疑応答）

水野座長：それでは決をとりたいと思います。ただいまの申請内容でよろしいと思われる方は挙手をお願いいたします。

参加委員9名中、9名の賛成で、本案件は承認といたします。

以上で、議事案件については、終了となりますので、これで座長の任を解かせていただきます。円滑なご協議に協力いただきましてありがとうございました。

6 その他

埜口補佐：ありがとうございました。

水野座長、委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

それでは、その他といたしまして、事務局から報告がございます。

事務局：今回承認をいただきました団体には、運営協議会において協議が調ったことを証する書類を当協議会の主宰者であるつくば市長名で交付します。その書類と合わせて茨城運輸支局に登録申請の手続きを

行っていただくこととなります。

次に、お手元の資料1をご覧ください。

こちらは、福祉有償運送の旅客の範囲の対象である身体障害者、要介護者等のつくば市の状況です。

(1)①は、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者の人数になります。令和2年度から令和6年度までをまとめましたが、令和6年度の合計は、5,077人と令和5年度から令和6年度は多少減少しました。

裏面の②・③は、要介護・要支援認定を受けている方の人数になります。こちらは、令和5年度から令和6年度は増加しており、全体的には増加傾向にあり、令和6年度は要介護、要支援合わせて8,131人となっております。

④については、知的障害の方、精神障害の方の人数のどちらも年々増加しており、令和6年度はそれぞれ知的障害の方は1,538人、精神障害の方は2,136人となっております。

今述べたとおり、つくば市の身体障害者、要介護者等の移動制約者の人数は、増加しており、そうした状況の中でドア・ツー・ドアの個別輸送を行う福祉有償運送のニーズは高まっていると考えます。

次に、2p目の下部に記載のある※移動困難申出書による対象者の欄をご覧ください。移動困難申出書による対象者についてですが、平成29年2月9日のつくば市福祉有償運送運営協議会において、障害者手帳や介護認定を受けていない者から福祉有償運送の利用申請があった際の判定資料として、「つくば市福祉有償運送にかかる移動困難申出書」を提出してもらうこととしました。判定基準は、3pの申出書の移動・身体・コミュニケーション・日常生活の全体で、3か所以上に該当していること、またはチェック項目に3つ以上の

該当はないが、単独で公共交通機関を利用することが困難である理由が2の欄に記入されていて、適当であることです。その判定は、協議会事務局である高齢福祉課に委任されました。

4 pをご覧ください。NPO法人等による移動制約者に対する輸送サービスの活動状況についてです。令和元年度から令和5年度までの会員数と利用件数をまとめました。それぞれの合計を見てみると、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、減少傾向にありましたが、令和4年度からは増加傾向にあり、令和5年度は合計延べ会員数551名、合計延べ利用件数2,744件と、増加しており、福祉有償運送のニーズは高まっていると考えます。つくば市の福祉有償運送の状況については以上です。

本日、お配りしました協議会資料の一部につきましては、個人情報等が含まれておりますので、資料2、資料3の新規登録申請の資料については、回収させていただきたいと思っておりますので、机の上に置いたままでお願いいたします。

また、本日御出席いただきました委員の皆様には、以前提出いただきました口座に後日、謝礼をお支払いいたします。口座を変更した方がいらっしゃいましたら、協議会の終了後にお声がけください。お車でお越しの方につきましては、駐車場のゲートが解放されておりますので、駐車券の無料化は不要になります。よろしくお願いたします。

埜口補佐：それでは以上で、令和6年度つくば市福祉有償運送運営協議会を終了させていただきます。皆様ありがとうございました。お疲れ様でございました。

つくば市の福祉有償運送の現状について

資料1

つくば市の人口(令和6年(2024年)4月1日現在)

人口 256,222人
 世帯数 120,976世帯
 65歳以上の人口 49,192人(高齢化率 19.20%)

(1) 身体障害者、要介護者等の移動制約者の状況

① 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者

各年4月1日現在

	等級	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
視覚障害	1級	103人	104人	108人	107人	105
	2級	106人	111人	113人	113人	123
	3級	19人	15人	17人	15人	14
	4級	24人	24人	22人	22人	25
	5級	52人	49人	52人	49人	43
	6級	15人	15人	13人	13人	12
聴覚・平衡機能障害	1級	1人	0人	0人	0人	0
	2級	155人	157人	168人	171人	173
	3級	63人	61人	67人	66人	65
	4級	67人	71人	72人	76人	79
	5級	1人	1人	1人	1人	1
	6級	171人	163人	159人	151人	138
音声・言語機能	1級	0人	0人	0人	0人	0
	2級	1人	2人	2人	1人	1
	3級	34人	31人	31人	31人	31
	4級	19人	20人	20人	17人	18
肢体不自由	1級	303人	303人	291人	289人	269
	2級	567人	564人	557人	536人	553
	3級	559人	552人	534人	501人	491
	4級	583人	560人	555人	529人	513
	5級	188人	189人	181人	184人	178
	6級	128人	130人	127人	136人	136
内部機能障害	1級	1,272人	1,322人	1,334	1,343人	1,323
	2級	22人	24人	23	26人	26
	3級	253人	263人	290	315人	324
	4級	348人	345人	369	404人	436
計		5,054人	5,076人	5,106人	5,096人	5,077人

② 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者

③ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者

各年4月1日現在

区分	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要介護認定	要介護1	1,701人	1,812人	1,861人	1,768人	1,839人
	要介護2	1,577人	1,596人	1,555人	1,583人	1,629人
	要介護3	1,166人	1,184人	1,168人	1,155人	1,170人
	要介護4	963人	996人	995人	952人	934人
	要介護5	650人	609人	544人	621人	600人
要支援認定	要支援1	695人	755人	815人	857人	983人
	要支援2	903人	906人	989人	959人	976人
計		7,655人	7,858人	7,927人	7,895人	8,131人

④ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害
(発達障害、学習障害を含む)を有する者

各年4月1日現在

	等級	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
知的障害	○A	306人	312人	326	339人	343
	A	287人	287人	298	307人	324
	B	324人	329人	353	364人	387
	C	376人	405人	415	454人	484
計		1,293人	1,333人	1,392人	1,464人	1,538人

各年4月1日現在

	等級	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
精神障害	1級	106人	105人	118	131人	128
	2級	579人	661人	984	1,125人	1287
	3級	437人	429人	556	667人	721
計		1,122人	1,195人	1,658人	1,923人	2,136人

※移動困難申出書による対象者

平成29年(2017年)2月9日につくば市福祉有償運送運営協議会を開催し、障害者手帳や介護認定を受けていない者から、福祉有償運送の利用申請があった際には、福祉有償運送による運送を必要とする者であるかどうかの判定資料として、つくば市福祉有償運送にかかる移動困難申出書を提出させることとした。

判定基準は、申出書の移動・身体・コミュニケーション・日常生活の全体で、3か所以上に該当していること、またはチェック項目に3つ以上の該当はないが、単独で公共交通機関を利用することが困難である理由が2の欄に記入されていて、適当であること。

また、その判定は、協議会事務局である高齢福祉課に委任された。

【身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳保持者以外の方、要介護認定を受けていない方】

つくば市福祉有償運送にかかる移動困難申出書

つくば市福祉有償運送運営協議会事務局 宛て

記入例

下記のとおり、私は他人の介助によらず移動することが困難であり、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難であることを申し出ます。

なお、判定に際し必要があるときは、認定に係る調査内容、審査会資料、主治医意見書及び認定結果を使用することに同意いたします。

利用者 氏名 つくば 太郎 住所 つくば市研究学園1-1-1
生年月日 昭和 〇 年 〇 月 〇 日 電話 〇〇〇-〇〇〇〇

(代筆者)

氏名 土浦 花子 電話 〇〇〇- 〇〇〇〇 関係 友人

代筆の理由 手と目が不自由で書くことができないため

1 移動・身体・コミュニケーション・日常生活の状況として、あてはまるものすべて口にチェックをつけてください。

移動	<input type="checkbox"/> 介助があれば歩ける <input type="checkbox"/> 歩行時にバランスを崩しやすい <input checked="" type="checkbox"/> 車両の乗り降りが困難 <input checked="" type="checkbox"/> 段差や路面の凹凸がわかりにくく、転倒の危険がある <input type="checkbox"/> 杖使用 <input type="checkbox"/> 車いす使用 <input type="checkbox"/> 歩行補助車(シルバーカー含む)使用 <input type="checkbox"/> その他の用具使用 ()
身体 コミュニケーション	<input type="checkbox"/> 会話のやりとりが困難 <input type="checkbox"/> 興奮しやすい <input type="checkbox"/> 自分でタクシーを呼ぶことができない <input type="checkbox"/> 障害があることが他の人にわからない () <input checked="" type="checkbox"/> 重い荷物が持てない <input type="checkbox"/> 混雑に耐えられない
日常生活	<input checked="" type="checkbox"/> 介助なしには料金支払いが困難 <input checked="" type="checkbox"/> 移動の際に介助者がいない <input type="checkbox"/> 判断が苦手で、自分でやりとりができない

2 上記以外でタクシーその他の公共交通機関の利用が困難な状況について御記入ください。

(例:一人暮らし、日中独居、高齢者だけで住んでいる等の世帯状況や家族が遠方において、移動の介助をしてくれる者がいない等)

・目が緑内障でよく見えず、また、手が不自由でタクシーバスやタクシーには一人で乗れない。
・家族はいるが、日中独居で、昼間の移動で介助をしてくれる者が誰もいない。

※事業所及び運営協議会事務局記入欄

確認者	確認日	確認者氏名	備考
福祉有償運送事業所	令和5年3月21日	NPO法人〇〇〇〇 牛久 太郎	
運営協議会(事務局)	令和5年3月22日	高齢福祉課 〇〇 〇〇	

NPO法人等による移動制約者に対する輸送サービスの活動状況報告

事業者区分	平成31年度／4～6月		令和元年度／7～9月		令和元年度／10～12月		令和元年度／1～3月		合計延べ利用会員数	合計延べ利用件数
	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数		
NPO法人 友の会たすけあい	90人	416件	94人	411件	98人	399件	104人	328件	386人	1,554件
NPO法人 サラダボール	29人	130件	29人	144件	28人	159件	26人	136件	112人	569件
医療法人 飯村医院 訪問介護事業所なかよし	16人	16件	16人	10件	17人	15件	17人	8件	66人	49件
一般社団法人 絆	40人	113件	44人	132件	47人	145件	47人	131件	178人	521件
合計	175人	675件	183人	697件	190人	718件	194人	603件	742人	2,693件

事業者区分	令和2年度／4～6月		令和2年度／7～9月		令和2年度／10～12月		令和2年度／1～3月		合計延べ利用会員数	合計延べ利用件数
	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数		
NPO法人 友の会たすけあい	89人	260件	94人	326件	96人	344件	94人	293件	373人	1,223件
NPO法人 サラダボール	26人	76件	26人	118件	27人	113件	27人	117件	106人	424件
医療法人 飯村医院 訪問介護事業所なかよし	17人	9件	12人	10件	13人	5件	13人	23件	55人	47件
一般社団法人 絆	17人	71件	25人	78件	15人	52件	12人	52件	69人	253件
合計	149人	416件	157人	532件	151人	514件	146人	485件	603人	1,947件

事業者区分	令和3年度／4～6月		令和3年度／7～9月		令和3年度／10～12月		令和3年度／1～3月		合計延べ利用会員数	合計延べ利用件数
	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数		
NPO法人 友の会たすけあい	77人	317件	78人	303件	81人	261件	83人	194件	319人	1,075件
NPO法人 サラダボール	27人	151件	27人	138件	25人	142件	25人	114件	104人	545件
医療法人 飯村医院 訪問介護事業所なかよし	12人	10件	15人	16件	17人	7件	17人	5件	61人	38件
一般社団法人 絆	9人	76件	8人	67件	9人	96件	9人	20件	35人	259件
合計	125人	554件	128人	524件	132人	506件	134人	333件	519人	1,917件

事業者区分	令和4年度／4～6月		令和4年度／7～9月		令和4年度／10～12月		令和4年度／1～3月		合計延べ利用会員数	合計延べ利用件数	実績報告書より	
	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数			実会員数	延利用者
NPO法人 友の会たすけあい	73人	259件	78人	311件	82人	288件	66人	232件	299人	1,090件	66	1,102
NPO法人 サラダボール	26人	148件	26人	149件	27人	148件	27人	137件	106人	582件	27	586
医療法人 飯村医院 訪問介護事業所なかよし	16人	11件	16人	16件	16人	7件	18人	14件	66人	48件	18	48
一般社団法人 絆	18人	179件	17人	183件	18人	155件	19人	138件	72人	655件	19	655
合計	133	597	137	659	143	598	130	521	543	2,375	130	2,391

事業者区分	令和5年度／4～6月		令和5年度／7～9月		令和5年度／10～12月		令和5年度／1～3月		合計延べ利用会員数	合計延べ利用件数	実績報告書より	
	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数			実会員数	延利用者
NPO法人 友の会たすけあい	69人	289件	74人	316件	79人	331件	85人	261件	307人	1,197件	85	1,197
NPO法人 サラダボール	27人	148件	27人	169件	27人	169件	27人	162件	108人	648件	27	648
医療法人 飯村医院 訪問介護事業所なかよし	16人	11件	16人	10件	16人	8件	16人	8件	64人	37件	16	37
一般社団法人 絆	15人	112件	19人	252件	19人	268件	19人	230件	72人	862件	19	862
合計	127人	560件	136人	747件	141人	776件	147人	661件	551人	2,744件	147	2,744

〇つくば市の福祉有償運送団体
 NPO法人 友の会たすけあい
 NPO法人 サラダボール
 医療法人社団健康尚仁会 飯村医院 訪問介護 なかよし
 一般社団法人 絆

許可期限 令和8年6月7日
 許可期限 令和8年7月31日
 許可期限 令和8年10月28日
 許可期限 令和7年4月26日

つくば市福祉有償運送運営協議会設置要項

(設置)

第1条 つくば市における特定非営利活動法人等による福祉有償運送の必要性や福祉有償運送の実施に伴う安全の確保、旅客の利便の確保について協議するために、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の規定に基づき、つくば市が主宰者となり、つくば市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録(法79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、当該福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員等)

第3条 協議会は、次に掲げる者から構成するものとする。

- (1) 市長又はその指名する職員
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 福祉有償運送利用者の代表（障害者団体を代表する者）
- (4) 福祉有償運送利用者の代表（高齢者団体を代表する者）
- (5) ボランティア団体を代表する者
- (6) 地方運輸局長若しくは茨城運輸支局長又はその指名する職員
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) つくば市の管轄する区域内において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等
- (9) 学識経験者

2 市長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、運営協議会の運営上必要と認められる者を構成員として加えることができる。

3 市長は、法第 79 条の 2 の規定による登録の申請に係る福祉有償運送について協議会において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、次に掲げる場合に市長が招集する。

(1) 法 79 条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録(法 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。)の申請があった場合

(2) 法 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による合意の解除を行う必要があると市長が認める場合

(3) 協議会の運営方法、当該福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し必要がある場合

2 会議は、第 3 条に規定する構成員の過半数が出席しなければ開催することができない。ただし、会議の招集が困難である場合等にあつては、開催に代えて書面の郵送により意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

3 会議の議事は、出席した構成員（当該議事に利害関係のあるものを除く。）の過半数で決する。この場合において、可否同数のときは、座長が会議の議事を決するものとする。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

附 則

この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、令和 2 年 5 月 11 日から施行する。

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、令和 5 年 1 月 20 日から施行する。

つくば市福祉有償運送運営協議会委員

資料5

No.	委員区分	役職名	氏名
1	学識経験者	筑波大学医学医療系准教授	ミズノ トモミ 水野 智美
2	地方運輸局長若しくは茨城運輸支局長又はその指名する職員	関東運輸局茨城運輸支局首席運輸企画専門官	コスケ タツヤ 小菅 達也
3	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	関東鉄道株式会社常務取締役	ヒロセ コウジ 廣瀬 貢司
4	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	筑波学園タクシー協同組合	スズキ マコト 鈴木 誠
5	つくば市の管轄する区域において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等	特定非営利活動法人 友の会たすけあい 理事長	サウ フミノブ 佐藤 文信
6	福祉有償運送利用者の代表(障害者団体を代表する者)	つくば市福祉団体等連絡協議会 会長	コウ マキ 後藤 真紀
7	福祉有償運送利用者の代表(高齢者団体を代表する者)	つくば市シルバークラブ連合会 会長	イシツカ カズオ 石塚 一夫
8	ボランティア団体を代表する者	つくば市ボランティア連絡協議会 代表世話人	マツムラ ミコ 松村 美枝子
9	地方公共団体の長又はその指名する職員	つくば市福祉部長	ネモト サチヨ 根本 祥代